禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D20

「中央職業能力開発協会編」

令和７年度 技能検定
３級 とび 学科試験問題
(とび作業)

1. 試験時間　１時間
2. 問題数　　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
      イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
      ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
      ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

1　登り桟橋のこう配は、原則として、40°にしなければならない。

2　単管足場の地上第一の布を取り付ける場合は、必要に応じてとびつきを取り付けて作業を行った方がよい。

3　手掘り掘削では、深さに関係なく垂直に掘ってよい。

4　野地(屋根下地)作業において、野地上に資材を仮置きするときは、1か所に集中させて置くとよい。

5　鉄筋コンクリート工事は、型枠工事、鉄筋工事及びコンクリート工事が一体となって進められる。

6　労働安全衛生法関係法令によれば、クレーンを用いて作業を行うときは、原則として、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。

7　解体作業中の騒音防止には、メッシュシートを使用する。

8　コンクリート工作物の解体で用いられる圧砕工法とは、ダイヤモンドカッターでコンクリート工作物を切断する工法である。

9　とび作業で使用するしのは、丸太足場を番線で締めるときなどに使用する工具である。

10　かじや(バール)は、てこの原理を利用して重量物を持ち上げたり、くぎ抜きに使用する工具である。

11　移動式足場(ローリングタワー)は、転倒することはない。

12　バックホウは、後進掘削に適している。

13　建設用リフトは、建設作業者を乗せて昇降させてもよい。

14　固定型ベース金具は、単管足場の建地の脚部に取り付けられる。

15　単管足場の組立てにおいて、建地と布の緊結に使用するクランプは、一般に、直交型クランプである。

16　飛来落下防護設備の工事用帆布シートは、メッシュシートよりも通気性が悪い。

17　シャックルは、玉掛けに使用するフックのことである。

18　骨材とは、モルタルやコンクリートに用いる砂、砂利、砕石等をいう。

19　キンクしたワイヤロープは、修復すれば玉掛けに使用してもよい。

20　荷受け構台とは、資材や廃棄物等を搬出入するために設ける仮設物である。

21　養生朝顔とは、一般に、落下物を受け止めるために、足場の外側へはね出して設ける防護棚をいう。

22　鉄筋コンクリート造では、主として鉄筋が圧縮力を受けもつ。

23　壁式鉄筋コンクリート造は、一般に、構造部材としての柱を使用しない構法である。

24　建築基準法関係法令によれば、モルタルは、不燃材料に含まれる。

25　工事現場の周囲に設ける仮囲いの構造や高さは、建築基準法関係法令で規定されている。

26　建築基準法関係法令によれば、間柱は、建築物の主要構造部に含まれる。

27　労働安全衛生法関係法令によれば、つり足場の上では、脚立やはしご等を使用してもよい。

28　労働安全衛生法関係法令によれば、足場(一側足場及びつり足場を除く。)において、高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の床材間のすき間は、6cm以下とすることと規定されている。

29　最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務は、特別教育や技能講習を修了していない者に行わせてもよい。

30　足場の解体作業時においては、保護帽を使用しなくてもよい。